

平成24年2月17日

第2360号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 公共測量終了の通知（66・建設管理課）……………1
- 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧（67～70・都市計画課）……………1
- 建設業の許可の取り消し（71・秋田地域振興局総務企画部）……………3
- 建設業の許可の取り消し（72・雄勝地域振興局総務企画部）……………3

公 告

- 秋田県労働委員会委員の任命（雇用労働政策課）……………4
- 海区漁業調整委員会指示
- 採捕の制限（1）……………4

告 示

秋田県告示第66号

平成23年秋田県告示第413号の公共測量について、平成24年1月31日終了した旨秋田市長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年2月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年2月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類
道路
- 2 都市計画の案の名称
秋田都市計画道路（3・3・5号新屋豊岩線、3・4・23号新屋十軒町線、3・4・30号新屋浜田線及び3・4・53号豊岩仁井田線）の変更
- 3 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分 秋田市新屋勝平町、新屋栗田町、新屋日吉町、新屋比内町、新屋田尻沢東町、新屋町字田尻沢、豊岩石田坂字鎌塚、字杉ノ下、字鶴巻、字碓、字坂ノ下及び字上野並びに豊岩豊巻字上野の一部
- 4 都市計画の案の縦覧場所
(1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課
(2) 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地域振興局建設部用地課
(3) 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 5 都市計画の案の縦覧期間 平成24年2月17日（金）から同年3月2日（金）まで

秋田県告示第68号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年2月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類
道路

- 2 都市計画の案の名称
河辺都市計画道路(3・3・2号前田和田1号線)の変更
- 3 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分 秋田市河辺北野田高屋字前田、字榊表、字上前田表及び字前田表の一部
- 4 都市計画の案の縦覧場所
(1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課
(2) 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地域振興局建設部用地課
(3) 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 5 都市計画の案の縦覧期間 平成24年2月17日(金)から同年3月2日(金)まで

秋田県告示第69号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年2月17日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 都市計画の種類
道路
- 2 都市計画の案の名称
本荘都市計画道路(3・4・4号停車場栄町線)の変更
- 3 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分 由利本荘市裏尾崎町の一部
- 4 都市計画の案の縦覧場所
(1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課
(2) 由利本荘市水林366番地 由利地域振興局建設部用地課
(3) 由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市建設部都市計画課
- 5 都市計画の案の縦覧期間 平成24年2月17日(金)から同年3月2日(金)まで

秋田県告示第70号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年2月17日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 都市計画の種類
道路
- 2 都市計画の案の名称
横手都市計画道路(3・3・101号杉沢八王寺線、3・3・103号横手環状線、3・4・104号横手駅東線、3・4・105号横手駅西線、3・4・106号横手中央線、3・4・108号寿町上横山線、3・4・201号東町線、3・4・202号古本町線、3・4・203号南町線、3・4・304号本町仁井田線、3・4・305号仁井田南八木線、3・4・403号新水沢線、3・5・306号十三合線及び3・6・114号堤桜沢線並びに3・4・204号北町線、3・4・302号十文字駅裏通線、3・4・303号十文字増田線、3・4・401号平和通線、3・4・402号増田中央線、3・4・404号八木線、3・5・111号横手駅北線、3・5・409号本通線、3・5・410号東通線及び3・6・206号西町線)の変更
- 3 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分 横手市羽黒町、駅前町、寿町、平城町、朝倉町、睦成字碓、字八幡田及び字上川原、杉沢字吉沢、柳田字大谷地、婦気大堤字田久保、平鹿町浅舞字覚町後、字新平川、字加羽、字林崎、字林崎後、字六日町後、字新堀、字館廻、字福田、字千刈田、字浅舞及び字野々助、十文字町字麻当及び字大道東、十文字町仁井田字宝龍、字大道西、字大道東、字大道北及び字段ノ下並びに増田町増田字一本柳西、字一本柳、字伊勢堂、字伊勢堂西、字伊勢堂南、字本町、字石神、字月山西、字月山、字縫殿、字下川原、字田町、字上関ノ口、字若松、字平鹿、字横落下、字町東、字中町、字七日町、字上町、字福嶋道東、字北門、字新町、字関ノ口、字館花、字館花下及び字戸平堰の一部
- 4 都市計画の案の縦覧場所
(1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課
(2) 横手市旭川一丁目3番41号 平鹿地域振興局建設部用地課

- (3) 横手市四日町3番23号 横手市建設部都市計画課
5 都市計画の案の縦覧期間 平成24年2月17日(金)から同年3月2日(金)まで

秋田県告示第71号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年2月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日
平成24年2月6日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社鈴栄建設
男鹿市福川字起上ヶ219番地70
代表取締役 鈴木 佳 史
秋田県知事許可(般-21)第11840号
- (3) 処分の内容
管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成24年2月6日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
平成24年2月8日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
本荘産業株式会社
秋田市八橋本町三丁目3番3号
代表取締役 塩 谷 久 樹
秋田県知事許可(般・特-18、般-21)第8525号
- (3) 処分の内容
管工事業、機械器具設置工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業許可並びに電気工事業及び電気通信工事業に係る特定建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成24年2月8日付けで電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業及び消防施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第72号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年2月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年2月8日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社沼倉組
湯沢市秋ノ宮字小淵ヶ沢9番地
代表取締役 樋 渡 秀 夫
秋田県知事許可(般-22、特-22)第9326号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可並びに管工事業及び造園工事業に係る特定建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年2月8日付けで建築工事業、管工事業及び造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

秋田県労働委員会委員を、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、次のとおり任命した。

平成24年2月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第39期秋田県労働委員会委員を平成24年2月6日次のとおり任命した。

任期は、労働組合法第19条の5第1項の規定により、前任者の残任期間である平成24年11月30日までとする。

委員の別	氏 名
労働者委員	黒 崎 保 樹

海区漁業調整委員会指示

秋田海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、秋田県沖合海域における動力漁船（総トン数5トン未満の船舶に限る。）によるいかつり漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成24年2月17日

秋田海区漁業調整委員会会長 加 藤 和 夫

（操業期間）

1 いかつり漁業の操業期間は、5月1日から翌年2月末日までとする。

（操業の承認）

2 いかつり漁業を営もうとする者は、別に定めるいかつり漁業指示取扱要領により船舶ごとに秋田海区漁業調整委員会（以下「本委員会」という。）の承認を受けなければならない。

（承認の有効期間）

3 前号の承認の有効期間は、秋田県内に住所を有する者にあつては3年以内（許可の日から平成27年2月28日まで）、秋田県外に住所を有する者にあつては1年以内（許可の日から平成27年2月28日までの間の各年2月末日まで）とする。

（根拠地（陸揚港））

4 根拠地（陸揚港）は、次の中から2港以内を選定するものとする。ただし、県内に住所を有する者はこの限りではない。

八森港 船川港（椿港を含む。） 秋田港 平沢港 金浦港

（船団の編成等）

5(1) 第2号の承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、都道府県又は漁業協同組合ごとに船団を編成しなければならない。

(2) 船団の責任者は、速やかに、船団名簿及びその事務所の所在地を本委員会に届け出なければならない。当該届出事項に変更があつた場合でも、同様とする。

（漁獲成績報告書の提出）

6 操業者は、漁期終了後、速やかに、漁獲成績報告書を本委員会に提出しなければならない。

（操業上の制限）

7 操業の場合、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 漁獲物は、本委員会が承認した根拠地（陸揚港）以外の地に陸揚げしてはならない。ただし、天災その他やむを得ない場合又は本委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(2) 集魚灯の光力は、合計180キロワットを上限値とする。

(3) 定置網の周囲2,000メートル以内において操業しないこと。

(4) 他種漁業の操業を妨げないこと。

(5) 操業期間中承認章旗及び標識を当該船舶の見やすい箇所に掲示するとともに、承認証を船内に備え付けておくこと。

(6) 操業協定及び漁獲物等の処理については、秋田県いかつり漁業協会と協議すること。

(7) 漁業の秩序を維持し、本漁業の安定向上を図るため、秋田県いかつり漁業協会が本委員会と協議のうえ取り決めた事項を遵守すること。

(指摘事項等の遵守)

8 操業者は、前号に定めるもののほか、本委員会が必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。

(指摘違反に対する取扱い)

9 漁業秩序の確立を図るため、前号の指摘に違反した漁船があった場合には、承認を取り消すことがある。

(指示の有効期間)

10 この指示の有効期間は、平成24年4月1日から平成27年2月28日までとする。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 巧	秋田市山王七丁目5番29号